

平成26年 杵藤地区広域市町村圏組合議会 8月定例会 会議録第1号

招集年月日	平成26年8月26日							
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場							
開閉の日時 及び宣告	開 会	平成26年8月26日 午後1時59分			議 長	原田 謹吾		
	閉 会	平成26年8月26日 午後2時56分			議 長	原田 謹吾		
出席議員 欠席議員 出席 ○ 欠席 ×	番 号	氏 名		出欠	番 号	氏 名		出欠
	1番	前 田 敏 美		○	10番	武 村 弘 正		○
	2番	末 藤 正 幸		○	11番	原 田 謹 吾		○
	3番	川 原 千 秋		○	12番	田 中 源 一		○
	4番	樋 口 久 俊		○	13番	武 富 久		○
	5番	松 尾 勝 利		○	14番	田 島 健 一		○
	6番	福 井 正		×	15番	白 武 悟		○
	7番	谷 口 太一郎		○	16番	岩 島 正 昭		○
	8番	田 口 好 秋		○	17番	末 次 利 男		○
	9番	梶 原 睦 也		○				
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名	氏 名		出欠	職 名	氏 名		出欠
	管 理 者	樋 渡 啓 祐		○	消 防 長	松 尾 敏 光		○
	副 管 理 者			○	消 防 次 長	森 山 正 明		○
	事 務 局 長	橋 村 勉		○	消防次長兼予防課長	一ノ瀬 敏 夫		○
	会 計 管 理 者	前 田 健 次		○	消防本部総務課長	下 村 浩 信		○
	事務局次長兼総務課長	松 尾 和 久		○	消防本部警防課長	土 井 稔 康		○
	電子計算センター所長兼 管 理 係 長	小 森 啓 一 郎		○	消防本部通信指令課長	八 田 定 文		○
	環境施設課長兼 クリーンセンター所長	西 野 純 一 郎		○	監 査 委 員	西 川 平 七		○
	介護保険事務所所長兼 総 務 管 理 課 長	大 串 晃		○				
介護保険事務所業務課長	山 田 久 美 子		○					
議 事 日 程	別紙のとおり							
会議付議事件	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

杵藤地区広域市町村圏組合議会 8 月定例会

議 事 運 営 事 項

1. 会期日程について

(1) 会 期 平成26年 8 月26日 (火) 1 日間

(2) 日 程

月・日 (曜)	摘 要
8 月26日 (火)	開会・開議 (午後 2 時) 議長報告 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 杵藤地区広域市町村圏組合副管理者の選挙について 議案の一括上程 (管理者の提案事項に関する説明) 議案審議 (第11号議案～第20号議案) (質疑・討論・採決) 報告 (第 1 号・第 2 号) (質疑) 閉会

2. 議事日程について

議事日程	
平成26年 8月26日（火曜日） 午後2時 開議	
日程第1	議長報告
日程第2	議席の指定
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	会期の決定
日程第5	杵藤地区広域市町村圏組合副管理者の選挙について
日程第6	議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）
日程第7	第11号議案 専決処分の承認について
（質疑・討論・採決）	
日程第8	第12号議案 杵藤電子計算センターの管理運営に要する経費の負担割合の変更について
（質疑・討論・採決）	
日程第9	第13号議案 財産の取得について
（質疑・討論・採決）	
日程第10	第14号議案 財産の取得について
（質疑・討論・採決）	
日程第11	第15号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定
（質疑・討論・採決）	
日程第12	第16号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定
（質疑・討論・採決）	
日程第13	第17号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定
（質疑・討論・採決）	
日程第14	第18号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
（質疑・討論・採決）	
日程第15	第19号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）
（質疑・討論・採決）	

日程第16	第20号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）
（質疑・討論・採決）	
日程第17	報告第1号 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合継続費繰越計算書の報告について
（質疑）	
日程第18	報告第2号 専決処分の報告について
（質疑）	
閉 会	

午後 1 時 59 分 開会

○議長（原田謹吾君）

本日、6 番福井議員が欠席であります。

ただいまの出席議員 16 名でございます。定足数に達しておりますので、平成 26 年杵藤地区
広域市町村圏組合議会 8 月定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

日程第 1 議長報告

○議長（原田謹吾君）

それでは、日程第 1. 議長報告であります。

先般の鹿島市長選挙において樋口久俊氏が見事当選されるとともに、組合規約第 5 条第 2 項の規定により、組合議会の議員として就任されております。改めまして御当選を心からお祝い申し上げますとともに、また、さきの 4 月臨時会における武雄市選出議員の樋渡市長の管理者選任に伴い、組合規約第 5 条第 3 項の規定によりまして、武雄市から副市長であられる前田敏美氏が当組合議会議員に就任されております。

以上、お二方の就任の御報告を申し上げます。

日程第 2 議席の指定

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第 2. 議席の指定を行います。

ただいま御報告申し上げましたとおり、本組合の議員として就任されました前田敏美議員の議席番号を 1 番、樋口久俊議員の議席番号を 4 番と指定いたします。

日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第 3. 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員として、

3 番 川 原 千 秋 議員

12 番 田 中 源 一 議員

の3名を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第4．会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期はお手元に配付の会期日程表のとおり、本日8月26日の1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は8月26日の1日間と決定いたしました。

日程第5 杵藤地区広域市町村圏組合副管理者の選挙について

○議長（原田謹吾君）

日程第5．杵藤地区広域市町村圏組合副管理者の選挙についてを議題といたします。

樋口久俊氏の副管理者としての任期が本年5月11日で満了とされております。副管理者が不在となっております。組規約第7条第2項の規定により、副管理者を組合の議会において関係市町の長のうちからこれを選挙することになっておりますので、ただいまから副管理者の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項の規定による投票による方法と、同条第2項の規定による指名推選による方法がございますが、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選につきましては、選考委員を選出して推選したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。

次に、選考委員の選出についてお諮りします。選考委員は各構成市町から各1名、計7名で構成したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。それでは、各選考委員の方、別室にて協議をお願いいたします。

午後2時3分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（原田謹吾君）

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

ここで、選考委員の代表の方から副管理者の選考結果について御報告をお願いいたします。

○13番（武富 久君）

それでは、私のほうから報告いたします。選考委員選考の結果について御報告申し上げます。

慎重に協議をいたしました結果、4番樋口議員を推選することを決定いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（原田謹吾君）

ただいま選考委員の代表の方から、4番樋口議員を指名推選したい旨が御報告ございました。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

それでは、4番樋口議員を杵藤地区広域市町村圏組合副管理者に指名いたします。

本席から、4番樋口議員が副管理者に当選されましたことを告知いたします。

ここで、副管理者になられました樋口久俊氏から御挨拶を受けたいと思います。よろしくお願いたします。

○副管理者（樋口久俊君）

改めまして、こんにちは。鹿島市長の樋口でございます。

ちょうど市長2期目100日ちょっとでございますが、また副管理者に御推選をいただき、

ありがたいと思っております。

管理者でございます武雄の樋渡市長さんをサポートするべく努力したいと思いますので、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（原田謹吾君）

どうもありがとうございました。

日程第6 議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）

○議長（原田謹吾君）

続きまして、日程第6．議案の一括上程でございます。

第11号議案から第20号議案までの10議案と報告2件を一括して上程いたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（樋渡啓祐君）

お疲れさまでございます。本日、ここに平成26年杵藤地区広域市町村圏組合議会8月定例会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いいたします。

議案説明に入ります前に、先ほど副管理者に樋口久俊鹿島市長が御当選されました。私からも心よりお祝いを申し上げます。

また、原田議長からも御報告がありましたとおり、私の管理者選任に伴い、武雄市から副市長の前田敏美氏が当組合議会議員に就任いたしました。

さらに、西川監査委員におかれましては、本年5月、熊本県で開催されました第66回九州各市監査委員会定期総会におきまして特別表彰を受けておられます。心より祝意を申し上げます。今後とも当組合へのなお一層の御指導、御協力をお願いする次第でございます。

それでは、本日の定例会に提案いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

今定例会に提案しております案件は、専決処分の承認1件、負担金の負担割合の変更1件、財産の取得2件、決算認定3件、補正予算3件及び報告2件の合計12件であります。

第11号議案につきましては、佐賀縣市町総合事務組合規約の一部を専決処分により変更いたしましたので、地方自治法の規定に基づき報告をし、議会の御承認をお願いするものであります。

第12号議案につきましては、杵藤電子計算センターの基幹系システムをクラウドシステムへ変更したことに伴い、その管理運営に要する経費の負担割合の変更をお願いするものであります。

第13号議案及び第14号議案につきましては、議会の議決に付すべき財産の取得について、議決をお願いするものであります。

第15号議案から第17号議案までは、平成25年度一般会計及び特別会計の決算認定で、後ほど会計管理者が概要を簡潔に説明いたします。

第18号議案から第20号議案につきましては、平成26年度一般会計及び特別会計の補正予算で、主に平成25年度決算に伴う繰越金の計上及び負担金や事業費の調整を行うものであります。

なお、詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ事務方より簡潔に御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第7 第11号議案

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第7．第11号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（橋村 勉君）

第11号議案 専決処分の承認について御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

本議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、佐賀県市町総合事務組合同規約の変更に係る協議について、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

2ページをごらんください。

今回の同組合同規約の変更は、伊万里・有田消防組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加することに伴うもので、共同処理の開始を本年8月1日から予定されていたため、同組合同規約の変更について、団体と協議することについて、平成26年7月15日付で専決処分をいたしましたものでございます。

規約の変更内容は、3ページにお示ししているとおりでございます。

また、変更後の規約の施行日を地方自治法第286条第1項の規定により、知事の許可があった日からとするものでございます。

なお、別冊の議案説明資料1ページに規約の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照

いただきたいと思います。

以上、第11号議案 専決処分の承認について御説明いたしました。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（原田謹吾君）

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

質疑がないようでございますので、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

採決いたします。第11号議案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第11号議案は原案どおり承認されました。

日程第8 第12号議案

○議長（原田謹吾君）

日程第8. 第12号議案 杵藤電子計算センターの管理運営に関する経費の負担割合の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（橋村 勉君）

第12号議案 杵藤電子計算センターの管理運営に要する経費の負担割合の変更について御説明いたします。

議案書の4ページをお開きください。

提案理由は、杵藤電子計算センターの管理運営に要する経費の負担割合を変更したいので、杵藤地区広域市町村圏組合規約第12条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、議案説明資料の3ページの新旧対照表をごらんください。

右のほうに掲載しております現在の電算センターの管理運営に要する経費の負担割合は、

設置市割100分の2、利用率割100分の98となっております。しかしながら、今回、平成26年1月から総合行政システムクラウドサービスへシステム変更をしたことによりまして、従来、各市の利用実績を出せていた分が出せなくなりました。そこで、左の新しいほうで掲げておりますように、組合規約に基づき、左の改正案の関係市町負担割合である平等割100分の15、人口割100分の85にお願いするものでございます。

また、その下の戸籍システム導入に要する経費のただし書き以下は、条文整理のため削除するものでございます。

以上、説明を終わります。御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（原田謹吾君）

それでは、これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

質疑がないようでございますので、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

第12号議案の採決に入ります。本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第12号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第9～第10 第13号議案～第14号議案

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第9. 第13号議案 財産の取得について及び日程第10. 第14号議案 財産の取得についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○消防長（松尾敏光君）

それでは、議案書の6ページをお開きください。

第13号議案 財産の取得について御説明申し上げます。

この水槽つき消防ポンプ自動車の取得に係る予定価格が20,000千円以上でありますので、

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条で準用いたしております武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

主要諸元及び物品売買仮契約書については、議案説明資料の4ページから7ページのとおりとなっております。

続きまして、議案書の7ページをごらんください。

第14号議案 財産の取得について御説明申し上げます。

この救助工作車の取得に係る予定価格も20,000千円以上でありますので、議会の議決をお願いするものでございます。

主要諸元及び物品売買仮契約書については、議案説明資料の8ページから11ページのとおりとなっております。

御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

それでは、ただいまから2議案に対する質疑を一括して行います。

発言される場合は、最初に議案番号を言っていただくようよろしくお願いいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

質疑がないようでございますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

採決いたします。第13号議案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第13号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、第14号議案、本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第14号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

しばらくお待ちください。

〔武富監査委員、監査委員席へ移動〕

日程第11～第13 第15号議案～第17号議案

○議長（原田謹吾君）

日程第11. 第15号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定、
日程第12. 第16号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定、
日程第13. 第17号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定の3議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○会計管理者（前田健次君）

最初に、第15号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の3ページ、4ページをお開きください。

歳入の合計欄でございますが、調定額、収入済額ともに3,520,713,443円で、歳入は全て完納されており、収入未済額はございません。

次に、5ページ、6ページをお願いします。

歳入につきましては、支出済額の合計額、一番下の欄であります。3,426,621,717円で、翌年度繰越額は5款。消防費の662,177千円、不用額の合計は68,546,283円となっております。全体の執行率は82.4%となっております。

7ページをお願いします。

以上、歳入歳出を総括しますと、歳入歳出の差し引き残額は94,091,726円となっております。

1ページ、2ページに戻りをお願いいたします。

歳入について款ごとに申し上げます。

まず、1款の分担金及び負担金は、収入済額3,024,732千円で、これは構成市町と介護保

険事務所からの負担金であり、収入全体の85.9%を占めております。

2 款の使用料及び手数料は、予算現額15,604千円、収入済額16,904,998円で、予算現額に対し1,300,998円の増収となっております。その要因となっているものは、葬祭公園火葬使用料と消防危険物取扱手数料の増であります。

3 款の国庫支出金から6 款の繰越金については記載のとおりであります。

7 款の組合債は、予算現額652,900千円に対し、収入済額は8,600千円となっております。これは消防救急デジタル無線等整備事業の継続費通次繰り越しのためであります。

なお、収入済額の8,600千円は、鹿島消防署に設置した消防車両及び救急車両整備に係る消防施設整備事業債であります。

8 款の諸収入は、予算現額61,715千円、収入済額68,122,347円で、予算現額に対し6,407,347円の増収であります。その主な要因としましては、クリーンセンターの鉄くず売り払い金の増によるものであります。

次に、歳出について款ごとに説明いたします。

5 ページ、6 ページをお開きください。

まず、1 款の議会費は、支出済額563,660円で、執行率は72.8%であります。

2 款の総務費は、支出済額270,013,735円で、執行率は92.2%となります。不用額は2,181,265円でございます。不用額の主なものは、総務課と電算センター費の需用費の執行残のほか、委託料の入札減などによるものでございます。

次に、3 款の民生費、支出済額は47,773,262円で、執行率は96.8%となり、不用額は1,571,738円でございます。

4 款の衛生費は、支出済額748,790,399円で、執行率は98%となり、不用額は8,949,601円でございます。不用額の主なものといたしましては、クリーンセンターの工事請負費の入札結果の減によるもの、そのほかに需用費とか原材料費などがございます。

次に、5 款の消防費は、支出済額2,254,820,156円で、消防救急デジタル無線等整備事業分の662,177千円を翌年度へ繰り越しており、執行率は77.1%となっております。不用額は9,287,844円でございますが、その主なものは、常備消防費の職員手当、需用費の中の消耗品、役務費の中の通信運搬費などの執行残であり、そのほか消防施設の工事請負費の入札減によるものでございます。

6 款の公債費は、支出済額104,660,505円で、ほぼ100%の執行率でございます。

7 款の予備費の予算現額については46,341千円が不用額となっております。

次に、90ページをお開きください。

一般会計における実質収支に関する調書を掲載しております。

平成25年度一般会計の実質収支額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差し引き額94,091千円から、翌年度へ繰り越すべき財源であります消防救急デジタル無線等整備事業分の継続繰越額17,877千円を差し引いた76,214千円となっております。

93ページ以降には財産に関する調書、市長別負担金一覧表を掲載しておりますが、これにつきましては説明を省略させていただきます。

以上、平成25年度の一般会計歳入歳出決算について、その概要を御説明いたしました。

続きまして、第16号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

決算書は48ページ以降となっております。

まず、歳入について申し上げます。

48ページと49ページをお開きください。

歳入の主なものを収入済額の多い順番で申し上げますと、5 款の支払基金交付金で歳入全体の27.5%を占めております。以下、4 款の国庫支出金25.2%、1 款の保険料16.0%、2 款の分担金及び負担金14.5%、6 款の県支出金14.2%となっております。

歳入の合計額でございますが、50ページ、51ページに記載しております。

収入済額は15,962,357,225円、不納欠損額14,833,056円、収入未済額は71,735,377円となっております。

なお、収入未済額につきましては全額が介護保険料でございます。

次に、歳出であります。52ページ以降となっております。

歳出につきましては、款ごとに支出済額、執行率を申し上げます。

1 款の総務費は、支出済額326,424,452円で、執行率は96.3%となっております。

2 款の保険給付費は、支出済額15,024,528,873円で、執行率は98.6%となっております。

次に、3 款の地域支援事業費につきましては、支出済額337,738,132円で、執行率は92.1%でございます。

4 款の基金積立金は、支出済額338,420円で、執行率はほぼ100%となっております。

5 款の公債費の支出はございません。

次に、54ページ、55ページをお願いします。

6 款の諸支出金は、支出済額98,778,100円で、執行率は97.8%となっております。

7 款の予備費の予算現額527,802円は不用額となっております。

歳出の合計額でございますが、支出済額15,787,807,977円で、翌年度繰越額はなく、不用額257,919,023円となっております。全体の執行率は98.4%となっております。

以上、歳入歳出を総括しますと、歳入歳出差し引き残額は174,549,248円となっております。

91ページをお開きください。

実質収支に関する調書について掲載いたしております。

平成25年度の介護保険特別会計の実質収支額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた174,549千円となっております。

以上、平成25年度介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について申し上げます。

続きまして、第17号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算について御説明します。

決算書の82ページ、83ページをお開きください。

まず、歳入につきましては、調定額、収入済額ともに9,388,786円ございまして、収入未済額はございません。

歳入の主なものは、1 款の財産収入、基金運用収入でございます。

歳出につきましては、次の84ページ、85ページに掲載しております。

1 款のふるさと市町村圏事業費は、支出済額6,014,980円で、執行率は71%となっております。不用額は2,372,020円ありますが、その中で、構成市町で平成25年度に活用されず未執行額として残った各種イベントの補助金2,315千円が占めておりまして、その分は平成26年度に対象となる市町に再配分するものでございます。

なお、不用額の合計は、2 款の予備費の予算現額1,000千円と合わせて3,372,020円となっております。

以上、歳入歳出を総括いたしますと、歳入歳出差し引き残額は3,373,806円となっており、92ページの実質収支に関する調書につきましても、実質収支額は歳入総額から歳出総額を差し引いた3,373千円となっております。

以上、ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の概要について申し上げます。

これもちまして、第15号議案から第17号議案までの決算認定3議案についての説明を終わります。

なお、資料といたしまして、主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告書を別冊にて提出しております。各会計の事項別明細書とあわせて御参照いただきたいと思います。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○一議長（原田謹吾君）

この決算認定3議案につきましては、西川監査委員、武富監査委員の両名から決算審査を受けております。

それでは、ここで監査委員からの審査結果の報告をお願い申し上げます。

○監査委員（西川平七君）

それでは、平成25年度各会計の決算を認定に付するに当たりまして、決算審査の概要を御報告申し上げます。

恐れ入りますが、平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書をごらんいただきたいと思います。19ページにわたりまとめた意見書でございます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、審査に付されました平成25年度の杵藤地区広域市町村圏組合の一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきまして、去る7月29日、武富監査委員とともに審査を実施いたしました。

なお、この審査意見書につきましては、武富監査委員と合議の上、作成をいたしましたことを申し添えておきます。

審査に当たりましては、決算書及び附属書類を関係の帳簿と、あるいは審査に必要な書類と照合いたし、また、関係職員に説明を求め、慎重に審査を実施したところでございます。

その結果、決算の内容、計数ともに適正に計上、表示されております。

また、財政の運営及び予算の執行状況も的確に執行され、財政運営の効率化と経費の節減にも努められており、健全な財政運営をするための負担金収納や歳計現金の預け入れ方法等についても効果的で安全な運営がなされております。

実質収支及び財産に関する調書、これにつきましても、正確かつ適正に処理をされております。

以上、審査の方法や結果を集約いたして申し上げましたが、詳細にわたりましてはお手元の決算審査意見書に申し上げておりますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

その中で、恐れ入りますが、意見書の6ページ、7ページをお開きいただきたいと思ひます。

ここに審査結果の総合意見ということで、審査に当たり感じた所見を部門ごとに簡単に述べております。

まず、6ページの一般会計でございます。

4部門に分けて審査をいたしました。それぞれ所見を述べておりますが、3番目の衛生部門でございます。

構成市町のごみ処理量は、ごみ減量化対策の効果もございまして平成15年度をピークに毎年減少してまいりましたが、平成23年度から増加傾向にございます。平成25年度においても対前年比1.2%の増加となっております。今後はさらなる増加を防ぐため、構成市町とともに原因について究明をし、ごみ減量化及び資源ごみリサイクルへの取り組みをさらに推進していただくことをお願いしております。

その下の行でございます。葬斎公園につきましてでございますが、施設の計画的な修繕や火葬炉の大型化など適切な管理運営に努められておりますが、今後は建設後の経過年数を考慮した上で、将来的な葬祭公園のあり方について具体的な検討を行うことを要望いたしております。

次に、7ページ、介護保険特別会計でございます。

御承知のとおり、介護保険事業につきましては平成24年度から第5期事業計画の2年目として運営をされております。

保険料の収納率については、前年度と比較して現年度分の収納率は0.08%下降し、滞納繰越分は2.69%下降しております。滞納繰越分の不納欠損額については、前年度と比較いたしまして1,813,583円減少しておるところでございます。

保険料は制度の健全な運営に欠かせない重要な財源でありまして、保険給付費は今後の高齢者人口の増加とともにさらに増嵩していくことが予測されますので、不納欠損額の減少につながるよう、制度の周知徹底とともに一層の収納率向上に取り組まれるよう要望いたしております。

また、介護保険事業は高度な専門性を要する業務も多く、介護施設への指導監督を行う立

場であるので、職員の人材育成策を含め、今後の組織機構、人員体制のあり方についても検討研究を行う必要であると感じているところであります。

次に、ふるさと市町村圏特別会計でございます。

基金10億円の活用につきましては、平成14年度から10年国債で運用されまして、計画的な各種事業への取り組みがなされてきました。

しかしながら、平成24年6月に国債が満期を迎えたため、その後は定期預金で運用されております。

今後は、基金利子の減少により一層厳しい財政事情となりますが、限られた財源を有効に活用していただき、圏域の浮揚と圏域住民の活用につながるよう努められることを望むところでございます。

以上、審査に当たりまして、今後の事務事業等に対する意見と留意点を述べましたが、今日の厳しい財源事情の中で、国、地方においても簡素で効率的な行政運営を実現することが求められております。

景気回復の兆しが見られる一方で、いまだ税収が伸び悩み、構成市町の行財政を取り巻く情勢が厳しい中、当組合としても長期財政計画、行財政改革大綱に基づき、より一層の財政運営の効率化に努めるとともに、広域行政の振興発展を図り、圏域住民の負託と期待に応えていかれることを要望いたしまして、決算審査の意見といたします。

以上でございます。

○議長（原田謹吾君）

それでは、これより3議案に対する質疑を一括して行います。

質疑される場合は、一般会計、特別会計名を言っていただくようお願いいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

採決いたします。第15号議案については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案どおり認定いたしました。

続きまして、第16号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案どおり認定いたしました。

次に、第17号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案どおり認定いたしました。

ここでしばらくお待ちください。

〔武富監査委員、議員席へ移動〕

日程第14～第16 第18号議案～第20号議案

○議長（原田謹吾君）

日程第14. 第18号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）、日程第15. 第19号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）、日程第16. 第20号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）の3議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（橋村 勉君）

第18号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）について御説明いたします。

一般会計補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ109,905千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,885,742千円とするものでございます。

4ページをごらんください。

第2表は、消防費で消防本部・武雄消防署統合施設用地測量試験委託25,000千円及び消防

本部武雄・武雄消防署統合施設基本計画策定業務委託8,000千円につきましては、委託先であります武雄市と打ち合わせた結果、日程の都合上、平成27年度へ繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

補正の内容につきましては、4ページの次のページから掲載しております補正予算説明書のほうで御説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをお開きください。

まず、歳入です。

1款. 分担金及び負担金では、市町負担金の補正をいたしております。負担金の補正は、基本的に平成25年度歳入歳出決算に伴う前年度繰越金から今回の歳出補正に係る所要額を差し引いた額を減額いたしております。ただ、6目の消防費負担金につきましては、消防費に係る前年度繰越金との調整による補正ではなく、説明欄に記載している内容による補正をいたしております。説明欄に記載の地方交付税消防費相当額としたものは、地方交付税を算定するための消防費基準財政需要額をベースに算出している消防費負担金で、26年度の消防費基準財政需要額の算定に用いる単位費用が昨年度より400円引き上げられて11,200円に改定されたことにより、増額するものでございます。その他の2つの項目も額の確定に伴い補正をするものです。

以上、市町負担金の補正内容ですが、参考といたしまして、補正後の市町ごとの負担金について、(7)ページ、(8)ページに掲載しておりますので、参照いただければと思います。

次に、(4)ページをお開きください。

6款. 繰越金では、25年度歳入歳出決算に伴う剰余金について補正するものでございます。

なお、これも参考資料といたしまして、(9)ページに負担金区分ごとの繰越金明細書を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

次に、8款. 諸収入、2項2目. 消防費雑入では、高速道路救急業務支弁金の額の確定に伴う補正をしております。また、コミュニティ助成金1,000千円を計上いたしているところでございます。歳出の5款. 消防費で組成をお願いしている視聴覚資器材セットの購入に対する自治総合センターからの助成金の決定に伴うものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

(5)ページをお開きください。

今回の補正では、主に補正について申し上げますと、4款. 衛生費、1項1目. ごみ処理

センター費の25節. 積立金の補正は、今回の財政需要に備えるため、前年度繰越金から10,000千円を積み立てることとしているルールに伴うものでございます。

また、2目. 葬斎公園費の委託料では、額の確定による減額です。

5款. 消防費の1項1目の常備消防費です。

12節. 役務費では、通信運搬費の広域イーサネット利用料の額の確定に伴う減額でございます。

18節. 備品購入費では、先ほど申しあげましたように、視聴覚資器材セット購入費を計上しております。財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金を活用して購入するものでございます。

25節. 積立金では、将来の財政需要に備えて積み立てるものです。

さらに、2目の消防施設費では、歳入のところで申しあげましたように、26年度の消防費基準財政需要額の算定に用いる単位表が400円引き上げられたことにより、利子積み立てとあわせて積み立てるものでございます。

6款. 公債費では、消防施設整備事業債の確定による補正をいたしております。

7款. 予備費では、歳入歳出の財源調整のための補正をいたしております。

なお、参考資料といたしまして、(10)ページに予備費の明細書を掲載しております。

以上、第18号議案 平成26年度一般会計補正予算（第1回）について説明いたしました。

引き続きまして、私から、第20号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）について御説明を申し上げます。

ふるさと市町村圏特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,315千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,787千円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、3ページの次のページからとなります補正予算説明書で御説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをごらんください。

まず、歳入です。

1款の財産収入の補正は、ふるさと市町村圏基金利子の確定に伴うものでございます。

2款. 繰入金では、1款の財産収入及び3款の繰越金の補正に伴い、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

3 款. 繰越金では、平成25年度決算に伴う剰余金について補正するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

(4) ページをお開きください。

(4) ページの 1 款 1 項 1 目のふるさと市町村圏事業費では、19 節. 負担金補助及び交付金で市町イベント助成金及び啓発事業交付金の補正をいたしております。平成25年度に各市町へ配当した助成金及び交付金のうち、25年度に活用されず未執行額として今年度に繰り越された金額をそれぞれ関係する市町に再配当するものでございます。

以上、第20号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）について御説明いたしました。

引き続き、第19号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）について、大串介護保険事務所長より御説明いたします。

○介護保険事務所長（大串 晃君）

第19号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

第19号議案書の 1 ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うもので、第1条第1項、歳入歳出予算の総額に102,952千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,842,113千円とするものです。

補正の内容について御説明いたします。

補正予算書の(3)ページをお開きください。

初めに歳入です。5 款. 支払基金交付金、10 款. 諸収入につきましては、平成25年度介護保険事業の精算による追加補正となります。

次に、8 款. 繰入金、平成25年度決算剰余金を財政調整基金からの繰入金の減額に充てるものです。

次に、9 款. 繰越金、平成25年度決算剰余金を繰り入れし、国庫支出金等の返還金及び8 款. 繰入金に充てるものです。

続きまして、(4) ページの歳出について御説明申し上げます。

6 款. 諸支出金、平成25年度介護保険事業の実績により、国、県、構成市町等へ返還するための追加補正となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

ただいま説明が終わりました。

これに対し、質疑を一括して行います。

なお、一般会計、特別会計名を言ってから質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

採決いたします。第18号議案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第18号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、第19号議案。第19号議案につきましては、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第19号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、第20号議案。第20号議案については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第20号議案は原案どおり可決することに決定いたし

ました。

日程第17 報告第1号

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第17. 報告第1号 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合継続費繰越計算書の報告について、執行部より報告をお願いいたします。

○事務局長（橋村 勉君）

議案書8ページをお開きください。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合継続費繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

今回の報告は、平成25年度に継続費として議決いただきました1事業につきまして、平成25年度中に執行できなかった事業費を法令に規定に基づき翌年度へ逐次繰越を行ったものでございます。

9ページをごらんください。

5款1項の消防救急デジタル無線等整備事業は、継続費の総額が793,023千円、そのうち25年度の予算計上額662,177千円全額を平成26年度に逐次繰越するものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（原田謹吾君）

報告第1号について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

それでは、質疑を終わります。

日程第18 報告第2号

○議長（原田謹吾君）

日程第18. 報告第2号 専決処分の報告について、執行部より報告をお願いいたします。

○事務局長（橋村 勉君）

報告第2号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

議案集の10ページをお開きください。

これにつきましては、庁用車による物損事故について、組合が賠償する金額を専決処分したものでございます。

11ページをお開きください。

事故の概要ですけれども、平成26年7月3日午前10時50分ごろ、介護保険事務所の職員が調査訪問終了後、鹿島市大字森1836番地付近の農道交差点で、確認を十分行わず交差点に進入したため、左方より直進してきた相手方の車両と接触し、双方の車両ともに損傷した物損事故でございます。過失割合は7割でございます。

損害賠償の相手方は、住所、鹿島市大字森1583番地、氏名、中尾嘉彦様です。

平成26年7月23日に相手方と示談が成立しましたので、同日に管理者の専決処分事項に関する条例の規定により専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたしますのでございます。

なお、相手方の損害賠償額31,364円及び庁用車の修理費は、全て全国市有物件災害共済金から支払われております。

以上、報告を終わります。

○議長（原田謹吾君）

ただいまの件について、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、8月定例会を閉会いたします。議事進行についての御協力、まことにありがとうございました。

午後4時56分 閉会

上記は、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するため、ここに会議録署名議員とともに署名する。

平成 年 月 日

杵藤地区広域市町村圏組合

議会議長 原 田 謹 吾

3 番議員 川 原 千 秋

12番議員 田 中 源 一

15番議員 白 武 悟